

生田出張所の 建て替えに向けた 意見交換会

第 1 回

2017(平成29)年7月8日(土)



1 はじめに

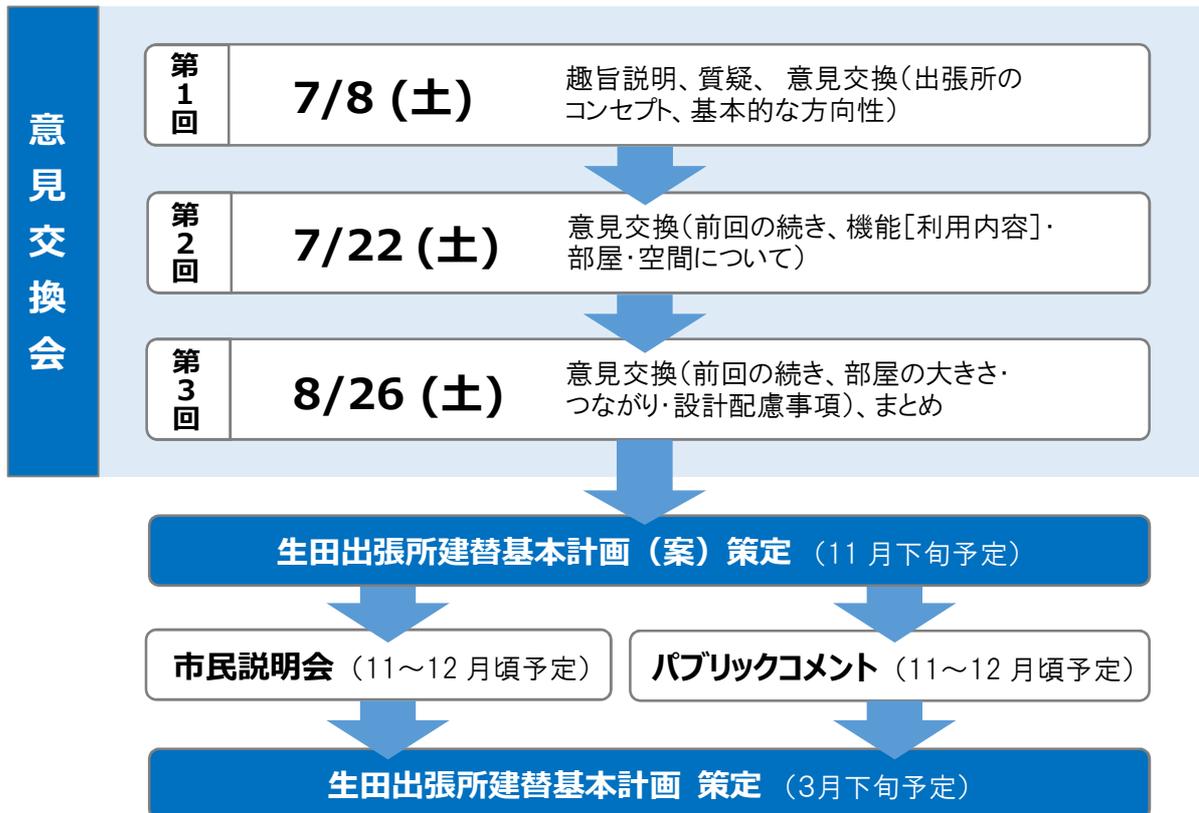
(1) 意見交換会の趣旨

生田出張所では、現在、住民票の写しをはじめとした証明書の発行や地域住民組織の振興、区民活動・交流センターによる市民活動の支援を行っています。今後もこれらの行政サービスに加え、身近な地域の拠点としての取組を進めるため、「庁舎」として一定のスペースを必要とします。また、都市計画法で定められた用途地域(第1種中高層住居専用地域)により、建築条件にも制約があります。



今回の意見交換会は、こうした条件の中でも、建て替えに際して限られたスペースを有効に活用し、より使いやすい利用方法等を検討することで、これまで以上に「人が集い合える場」としていけるよう、参加者の皆さんで話し合う場として開催します。

(2) スケジュール



(3) 本日のタイムスケジュール

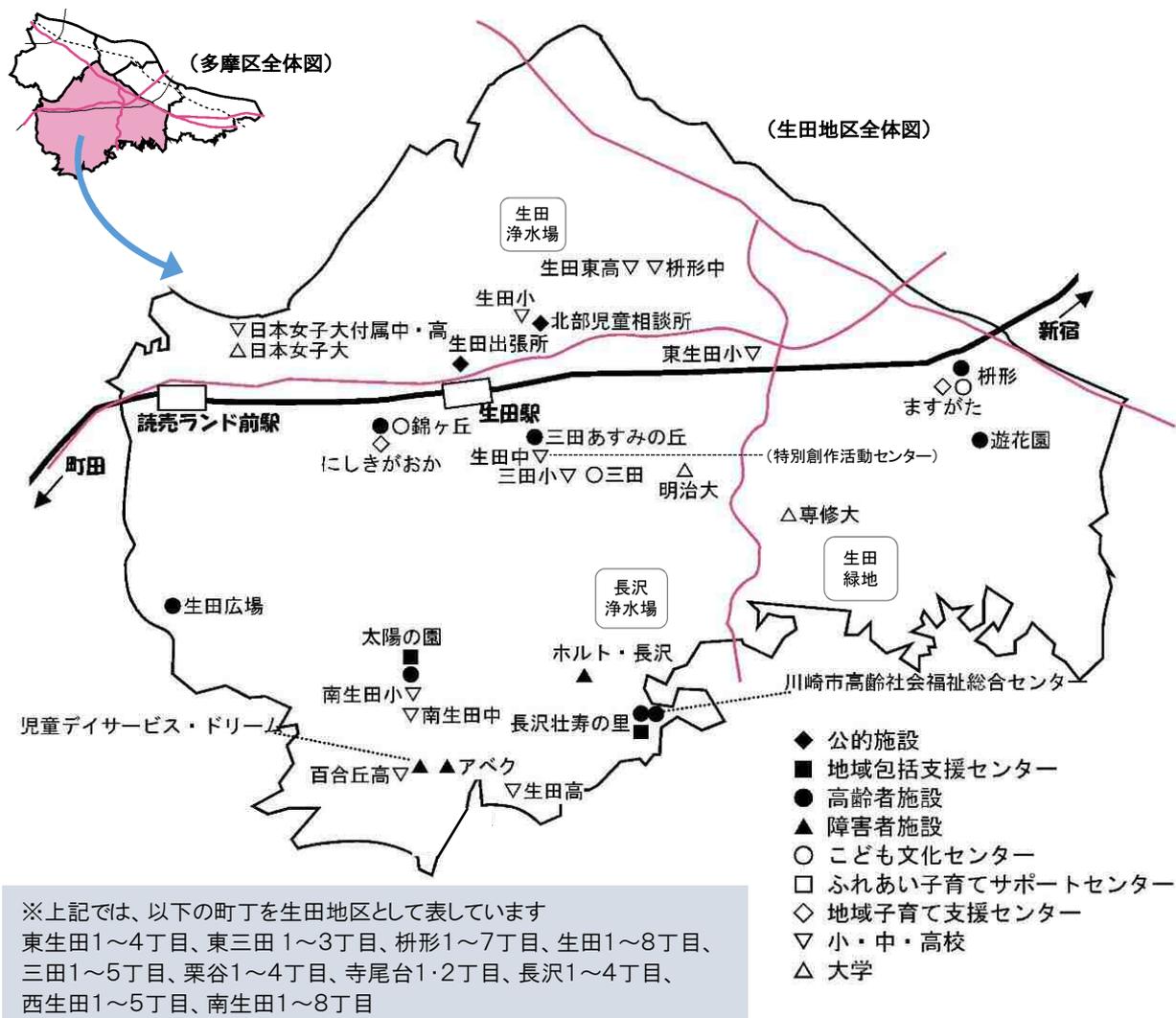
①	13:00～	開会のあいさつ
②	13:05～	趣旨説明・概要説明・スタッフ紹介
③	13:15～	現地確認
④	13:40～	建て替えに向けた取組の説明・質疑
		【休憩】
⑤	14:30～	意見交換（ワークショップ形式）
		<ul style="list-style-type: none"> ・ ルール説明 ・ 他己紹介 ・ 意見交換 ・ 各グループの発表
⑥	15:55～	閉会のあいさつ

(4) スタッフ紹介

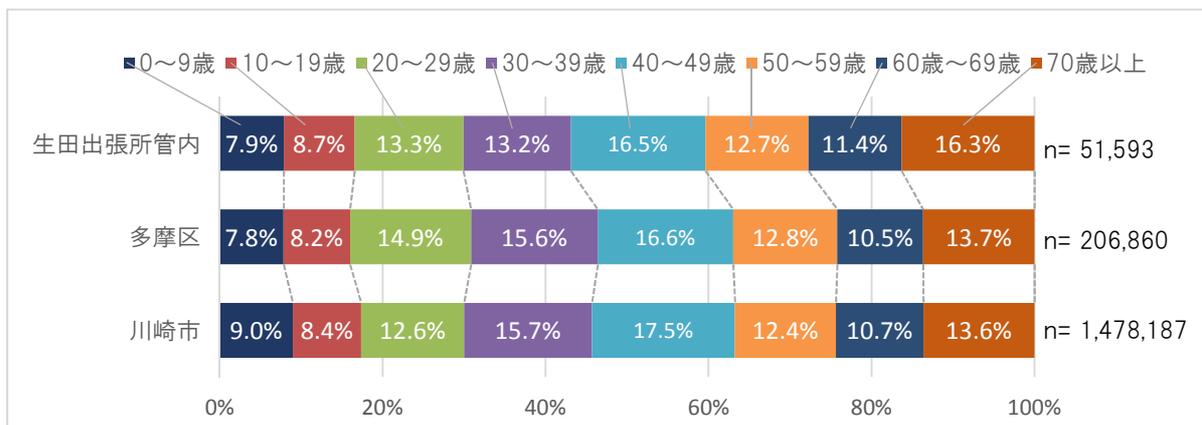
主な役割	氏名	ふりがな	所属
司会・全体進行	井川 秀雄	いかわ ひでお	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課
	中村 茂	なかむら しげる	市民文化局コミュニティ推進部
Aグループ担当	川戸 大輔	かわと だいすけ	多摩区役所まちづくり推進部企画課
	中込 浩昌	なかごめ こうすけ	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課
Bグループ担当	藤原 亮子	ふじわら りょうこ	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課
	郡山 和也	こおりやま かずや	市民文化局市民生活部企画課
Cグループ担当	松井 一真	まつい かずま	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課
	松本 佳文	まつもと よしふみ	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課
Dグループ担当	津田 淳	つだ あつし	多摩区役所生田出張所
	雛元 裕美子	ひなもと ゆみこ	市民文化局市民生活部企画課
Eグループ担当	金子 和俊	かねこ かずとし	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課
	山崎 浩	やまざき ひろし	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課
各グループ巡回担当等	石川 正嗣	いしかわ まさし	市民文化局市民生活部
	柳瀬 一路	やなせ かずみち	市民文化局市民生活部企画課
	岩上 雅博	いわがみ まさひろ	多摩区役所まちづくり推進部企画課
	亀田 俊夫	かめだ としお	多摩区役所生田出張所

2 生田地区の概要

(1) 生田地区概況

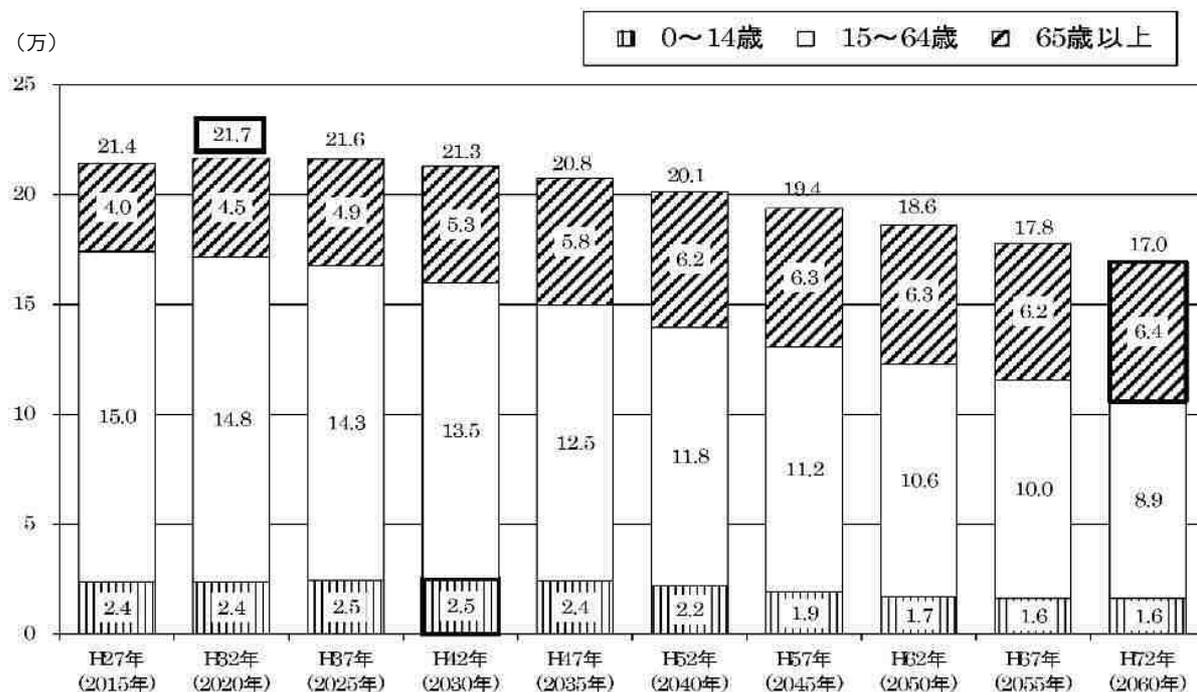


(2) 年齢別人口構成 (平成 29 年 3 月末時点)



※「生田出張所管内」は条例上の所管区域で算出

(3) 将来人口推計 (多摩区)



※ 「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」(平成29年5月)より抜粋

■ 総人口のピーク	2020年	21.7万人
■ 老年人口のピーク	2060年	6.4万人
■ 生産年齢人口のピーク	2010年	15.4万人
■ 年少人口のピーク	2030年	2.5万人

3 生田出張所の概要

(1) 施設概要



(生田出張所外観)

建築場所	川崎市多摩区生田7丁目 16-1
建築年月	昭和 50 年3月(築 42 年)
構造/階数	鉄筋コンクリート / 地下1階、地上3階建て
面積	敷地面積 1,369 ㎡、延床面積 1,647 ㎡
機能別面積	執務室 189 ㎡、大会議室 141 ㎡、小会議室 41 ㎡、区民活動・交流センター(会議室 41 ㎡、交流室 41 ㎡、情報コーナー40 ㎡)、駐車場 256 ㎡

※ 生田出張所周辺位置図は 22 ページを参照、生田出張所平面図は 23 ページを参照

(2) 現在の主な機能

<p>①証明書発行</p> <p>住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明 等</p>	<p>②地域振興</p> <p>地域住民組織(生田地区町連・生田地区青少年指導員会等)の振興</p>	<p>③市民活動支援 (区民活動・交流センター)</p> <p>会議室、打合せスペース、印刷・作業スペース、交流スペース 等</p> <p>※区民活動・交流センターの詳細は 24 ページを参照</p>
--	--	--

(3) 主な沿革

年月	生田出張所関係	川崎市関係
明治8年	上菅生村と五反田村が合併し、(旧)生田村が誕生	
明治22年	(旧)生田村、金程村、高石村、細山村が合併して生田村が誕生	
大正13年7月		川崎町、御幸村、大師町の3町村が合併し、川崎市が誕生
昭和13年10月	生田村を川崎市に編入(生田村役場が生田出張所に)	
昭和44年		生田小学校附属幼稚園開園
昭和47年4月		政令指定都市へ移行(川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区の5区)
昭和50年3月	現在の生田出張所の庁舎が竣工	
昭和57年7月		高津区から宮前区が分区、多摩区から麻生区が分区
昭和61年～平成2年	コミュニティプラザ[*1]設置の検討	
昭和61年～平成17年	市民館・図書館分館[*2]設置の検討	
平成14年		「川崎市行財政改革プラン」策定
平成20年10月	住所地による窓口指定を廃止 (生田出張所所管区域に住所地がある市民も区役所で戸籍や住所変更等の届出の受付を開始)	
平成21年3月		「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」策定
平成22年		生田小学校附属幼稚園廃園
平成23年4月		北部児童相談所開設
平成24年1月	区民活動・交流センター(会議室・印刷作業スペース等)の供用開始、 出張所の届出業務を区役所に集約	
平成27年4月		生田うりぼう愛児園事業開始

[*1] コミュニティプラザ設置について

- ・ 昭和61年以降、コミュニティの基盤をつくることを目的として、コミュニティ施設の整備について検討が行われ、昭和63年に会議室や多目的室等の複合施設であるコミュニティプラザを、生田小学校下校庭に建設する計画が立てられた。
- ・ 平成2年に開催した地元説明会では、反対意見も多数出た(緑と広場確保・駐車場問題・道路問題等)。以降、計画の見直しが行われ、同時期に検討が進められていた市民館・図書館分館構想(次ページ参照)と一元化されることになった。

[*2] 市民館・図書館分館設置について

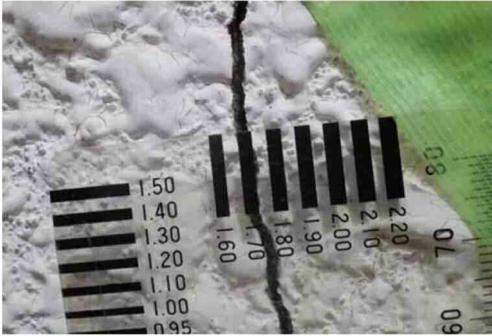
- ・ 昭和61年以降、生田地区に市民館・図書館分館を整備することを目的として、様々な調査や検討を行ってきた。平成10年からは、地元町内会やPTA等で建設調査委員会を発足し、行政も含めた検討が行われた。
- ・ 平成12年からは、市民館・図書館分館と生田出張所、生田小学校附属幼稚園を合築して、生田小学校下校庭に整備する方向で、検討が進められた。
- ・ 平成14年、川崎市は「川崎市行財政改革プラン」を策定。公共施設の新規着工について、原則3年間凍結し、すべての事業を対象に費用対効果に基づく検証を進め、廃止を含めて抜本的に見直しが行われた。

(4) 生田出張所の建物の状況

建物の状況を確認するため、委託業者により劣化調査を実施しました(平成28年7月)。

ア 調査の結果

【主な劣化状況】

<p>① 大きなひび割れ [*3]</p> 	<p>② 床のたわみ・ひび割れ</p> 
<p>③ 地下駐車場壁際から地下水の湧水</p>  <p>↑ 台風時の地下駐車場の壁の様子</p>	<p>④ 鉄筋の腐食</p> 

[*3] 一般的に 0.3mm以上のひび割れは構造クラック(躯体強度に影響を及ぼす)と判定されます。

イ 調査の総合所見

建物の躯体状況は健全でなく、それを補う過大な補強、立地条件から来る止水対策、外壁屋上防水改修、設備更新費などを含めると多額の費用が想定され、改修による対応は現実的でないため、建替えが望ましい。

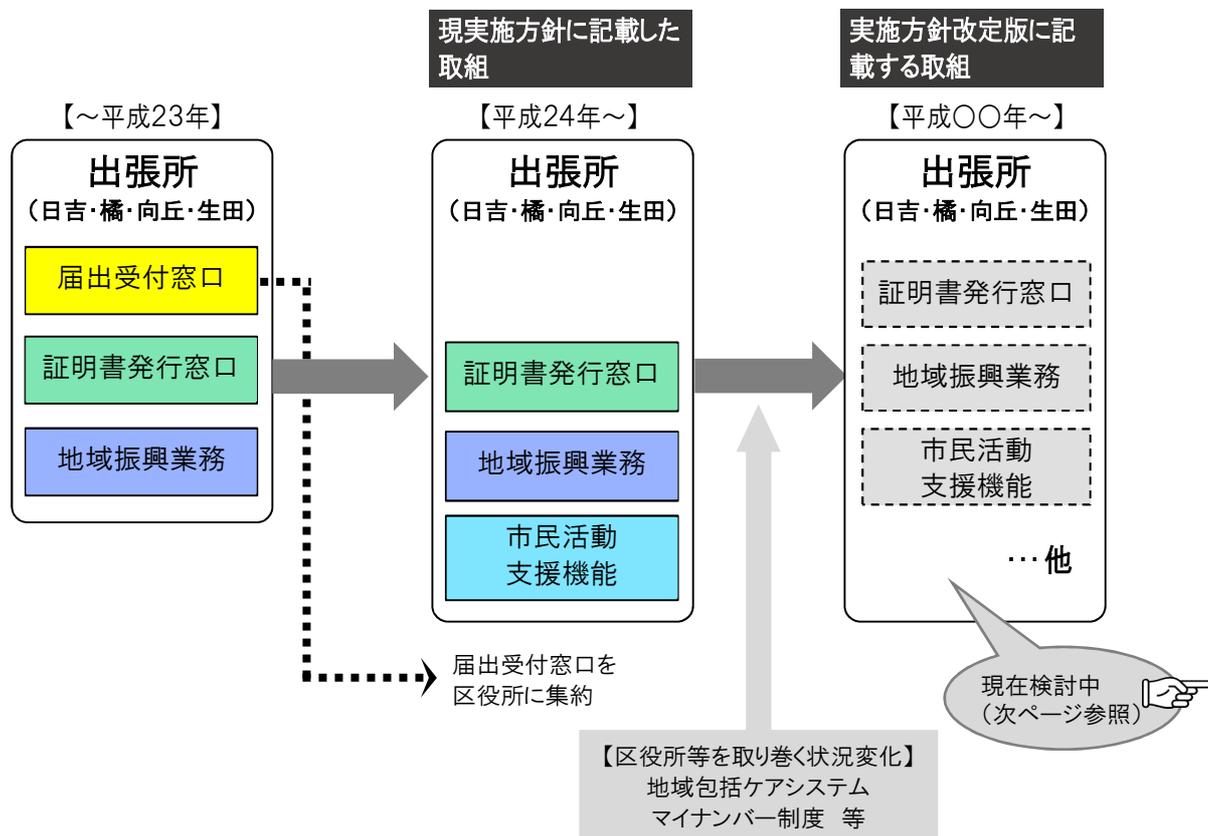
4 建て替えに向けた出張所機能の検討について

現在、川崎市では、生田出張所だけでなく、日吉・橘・向丘の各出張所を含めた、市内4か所の出張所の機能(行政サービス)について、今後の方向性を検討しているところです。検討結果については、平成30年3月に(仮称)「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針」改定版として、公表する予定です。

生田出張所建て替えにあたっては、この機能再編の検討と整合を取りながら進めていきます。

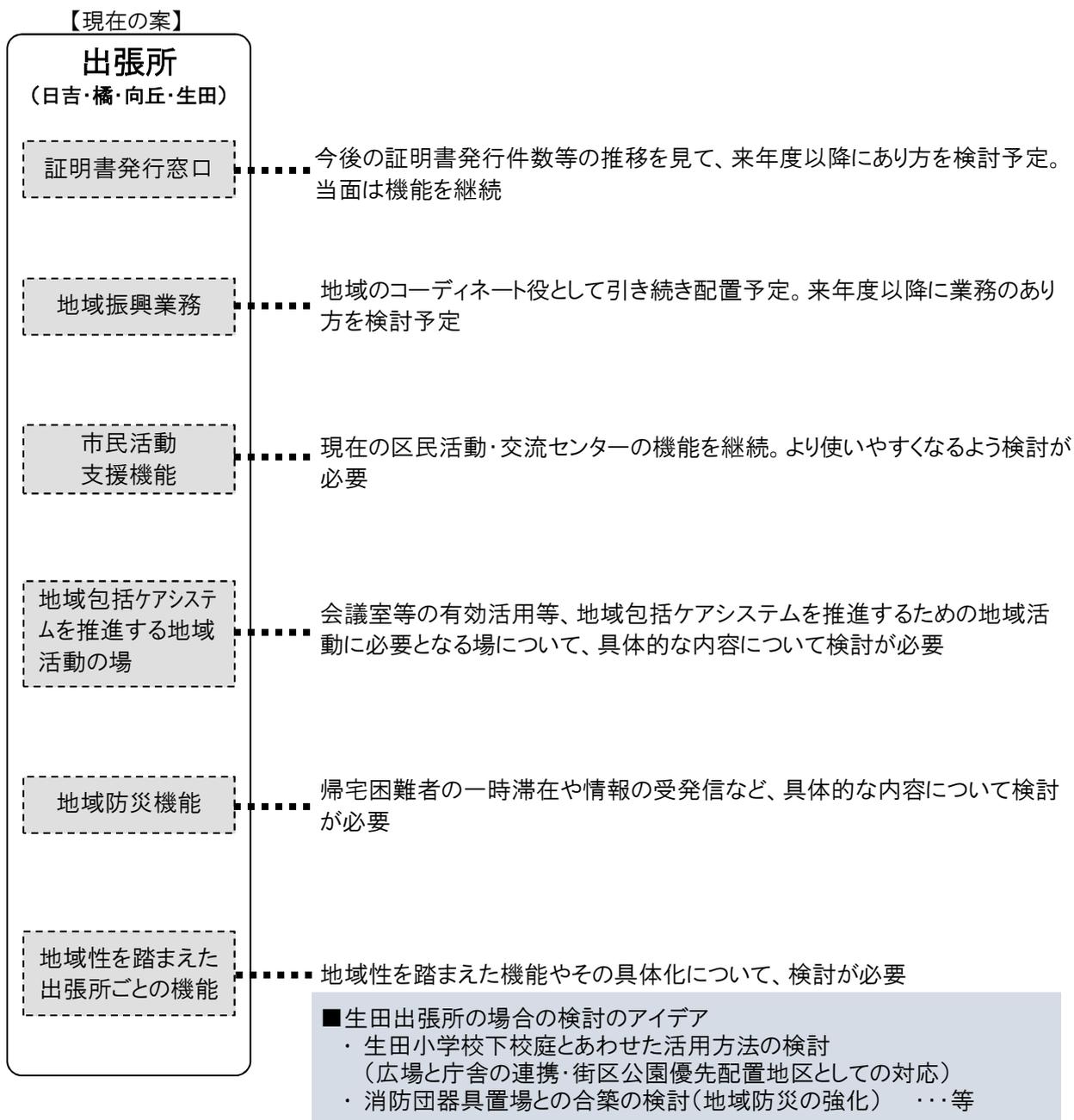
(1) 出張所の機能再編の経過等

- ・ 【平成21年3月】 「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能を見直し、効率的で利便性の高いサービスの提供を行います」を基本目標として、「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」(以下、「現実実施方針」と言う)を策定
- ・ 【平成24年1月】 現実実施方針に基づき、市民活動支援機能(区民活動・交流センターの供用開始)の整備、届出受付窓口を区役所に集約
- ・ 現実実施方針を策定してから8年以上が経過し、地域包括ケアシステムの推進やマイナンバー制度の開始等、出張所を取り巻く社会状況にも変化
- ・ 【平成30年3月(予定)】 現状を踏まえて、現実実施方針を見直し、(仮称)「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針」改定版(以下、「実施方針改定版」と言う)を策定予定



(2) 現在検討中の出張所の機能案の概要

今まで出張所は、全市統一的な行政サービス提供の場となっていましたが、今後は共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点となるように、大きな機能の方向性は各出張所共通としつつも、詳細は地域の実情に応じて展開することを考えています。

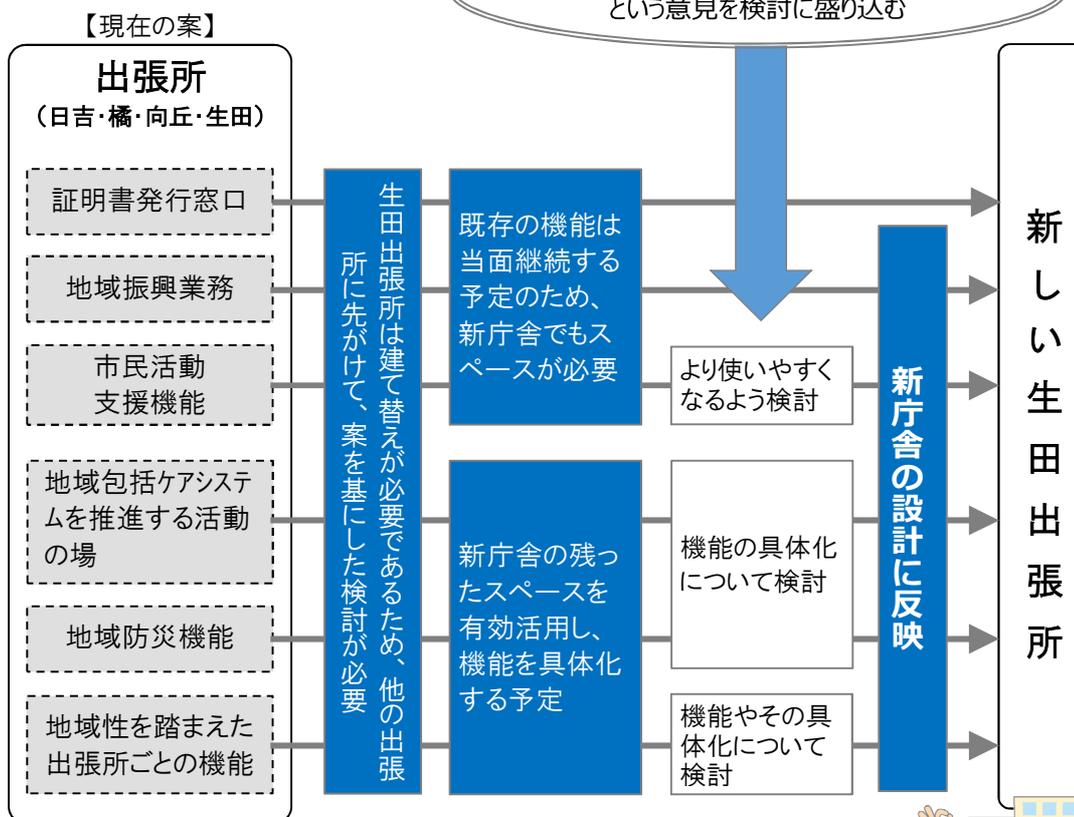


(3) 生田出張所の建て替えに向けた検討

- ・ 建物の劣化状況などから、生田出張所は建て替えが必要であるため、他の出張所に先がけて、全体的な方向性の検討と並行して、案を基にした機能の検討が必要です。
- ・ 既存の機能は当面継続する予定のため、新庁舎でもスペースが必要となります。
- ・ 限られたスペースの有効活用について今回の意見交換会で検討し、建替基本計画(案)への反映を目指します。



「こんな使い方ができたらいいな」
という意見を検討に盛り込む



※ 証明書発行や地域振興業務については、来年度以降、あり方を検討予定



5 建て替えに向けた出張所庁舎整備の検討について

前項で説明した出張所の機能再編の検討を踏まえながら、出張所庁舎整備の検討を進めます。周辺に適当な公共用地がないため、現在の出張所の敷地に建設することとしています。

この敷地には都市計画法や建築基準法等の法令による様々な規定があり、また、立地や周辺の道路状況により、建物の用途や大きさ等についても、ある程度決まってきます。

(1) 敷地整備に関する制約

出張所敷地は、周辺敷地と高低差があり、敷地の北側はがけになっています。

また、南側が6m、東側・西側は4mの道路に面していますが、県道からの道路は4m以下です。

条件1 道路の拡幅はしない

拡幅をする場合には「開発許可」が必要となりますが、県道からアクセスする道路幅が狭いため、許可基準に合致せず、拡幅ができません。

※「周辺住民のための利用施設」(条件4)を建築する場合は、特例的に開発許可不要と扱うことが可能となりますが、その場合でも道路拡幅には制限があると考えます。

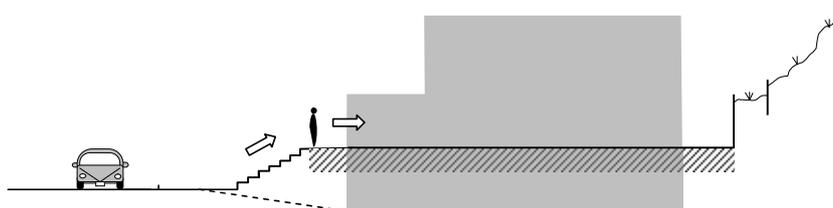
条件2 擁壁を造り替える

この場所は宅地造成工事規制区域に指定されており、基準に合わせた安全な擁壁を整備する必要があります。

条件3 1階は南面道路からフラットアプローチ

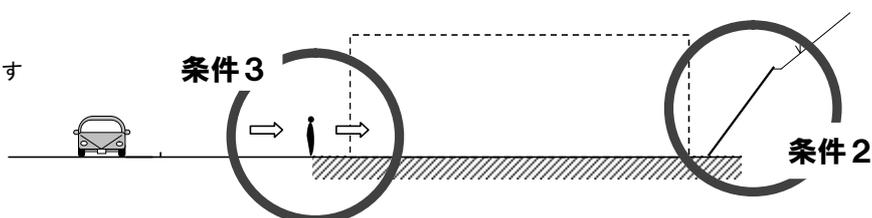
バリアフリーの観点から、敷地南側の6m道路から直接建物にアプローチすることとします。現在のようにスロープを造ると場所をとるため、敷地を有効に活用することにもつながります。

【現在】



【計画】

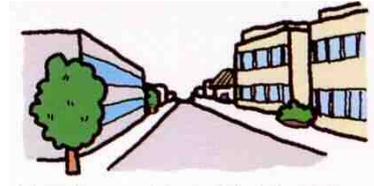
※イメージです



(2) 出張所の使い方に関する制約

現在の出張所の敷地の用途地域は、

第一種中高層住居専用地域
＝「中高層住宅の良好な住環境を保護する地域」



とされています。そのため、住宅以外を建てる場合には、建物用途や面積などの決まりがあります。

※ 敷地の一部は、近隣商業地域＝「近隣住宅の住民のための店舗、事務所などの利便を図る地域」で、県道世田谷町田線(都市計画道路)の拡幅予定地から 25mの範囲が指定されていますが、用途上は過半の用途地域で考えます。

条件4 「周辺住民のための利用施設」に限定

周辺道路の状況や用途地域から、不特定多数の人が集まるような使い方はできません。

条件5 集うスペースは、1室 200㎡以下

条件4を満たすための判断基準となっています。

間仕切りなどがある場合、間仕切りを開放した時の面積で考えます。

(3) 建物のボリュームに関する制約

前述の用途地域のほか、道路斜線、高度地区(高さ 15mまで)、日影規制により、建物のボリュームが決まってきます。また、平らな土地とは違い、擁壁(傾斜した擁壁を予定)を作る分、実際の土地の面積に比べ、建物を建てられる部分が狭くなります。

条件6 建物面積は 1,000㎡程度

そのうち、従来の出張所(執務室、証明発行、会議室)に必要な面積は 500㎡程度で、ほかに、エントランスや廊下、水回り等の共用スペースが必要です。

共用スペースや待合室、資料コーナーは、しつらえを工夫することで有効活用が可能です。

条件7 階数は2～3階、地下は作らない

斜面地に建っているため、地下を作ると、現在のように地下水が建物に悪影響を及ぼします。

また、3階建てにした場合、3階部分は1、2階より小さい面積しかとれません。さらに建物の構造形式も限られ、建設コストは割高になるため、諸室をバランスよく配置し、2階建てとしたいと考えています。

(4) その他、設計の前提など

● 駐車場は屋外に設置

現在は地下に8台、スロープの途中で3台停められますが、新しい出張所は地下を作らないため、屋外に設置します。

駐車場の台数についての規定はありませんが、車いす利用者用駐車場1台は必須です。

駐車場は、駐車スペースだけでなく、車路、転回スペースなど、思っている以上に面積が必要となります。駐車場の台数を増やすと、建物の面積が少なくなります。

● 駐輪場の設置

条例により、「利用者の利用に供する部分の床面積 15 m²ごとに1台」が必要となります。

※ 「利用者の利用の供する部分」とは、待合室、応接室、会議室、集会室、展示室などです。

● 敷地面積の 10%以上の緑化

建物の利用目的、部屋の方向等を踏まえ、緑化の目的を明確にした上で効果的な植栽を行うことが大切です。

緑化の目的は、景観の改善、環境改善、省エネルギー化、防災、目隠し、自然生態系の回復、鑑賞、治療、趣味などがありますが、生田出張所整備においては、北側にかげがあり敷地に余裕がないため、工夫が必要です。

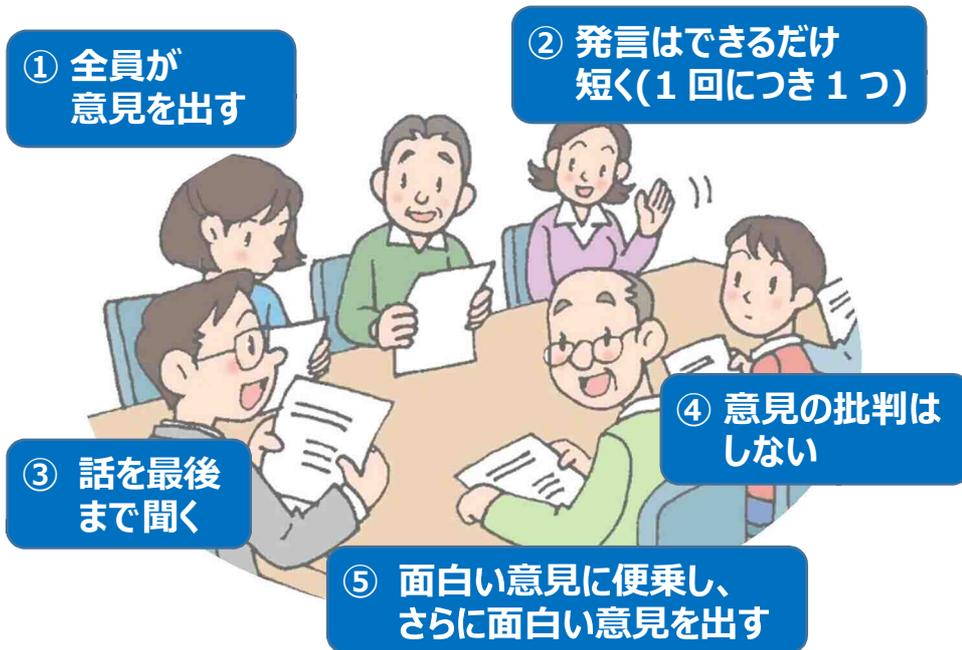
また、整備後の維持管理も重要な観点となります。

● 消防団器具置場の移設(検討中)

生田大橋の交番の隣にある消防団器具置場(多摩消防団生田分団中央生田班)は、借地を使用しており、建物も老朽化していることから、出張所の建物の一部に移設することを検討中です。出張所がもつ地域防災機能との連携も考えられます。

6 意見交換（ワークショップ形式）

（1）話し合いのルール



（2）他己紹介（たこしょうかい）

★ 同じグループのメンバーについて知りましょう ★

STEP 1	<ul style="list-style-type: none">・ グループで2人1組を作ってください。・ インタビューする人、インタビューされる人を決めて下さい。
---------------	---

Aさん

2人1組

Bさん

インタビューする人

インタビューされる人

**STEP
2-1**

- ・相手にインタビューしてください。(3分)
氏名、住んでいるところ、普段の活動…等
- ・「参加動機」と「建替後の生田出張所への期待」は必ず聞いてください。



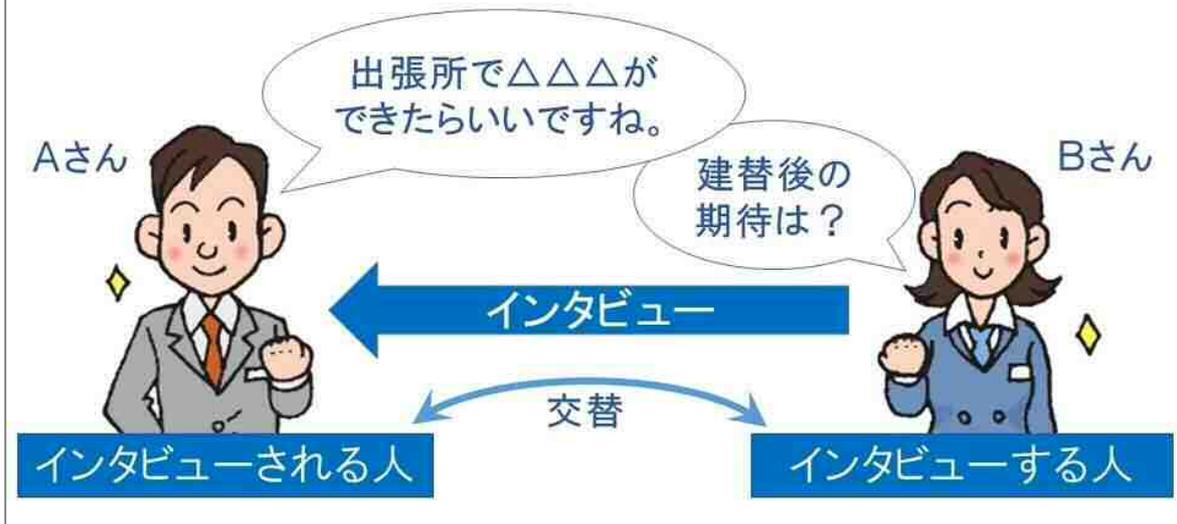
**STEP
2-2**

- ・インタビューの際は、お手元の紙にメモをとりながら進めてください。
後ほどグループ内に、インタビューした相手のことを紹介していただきます。その際、必要に応じてメモを活用してください。



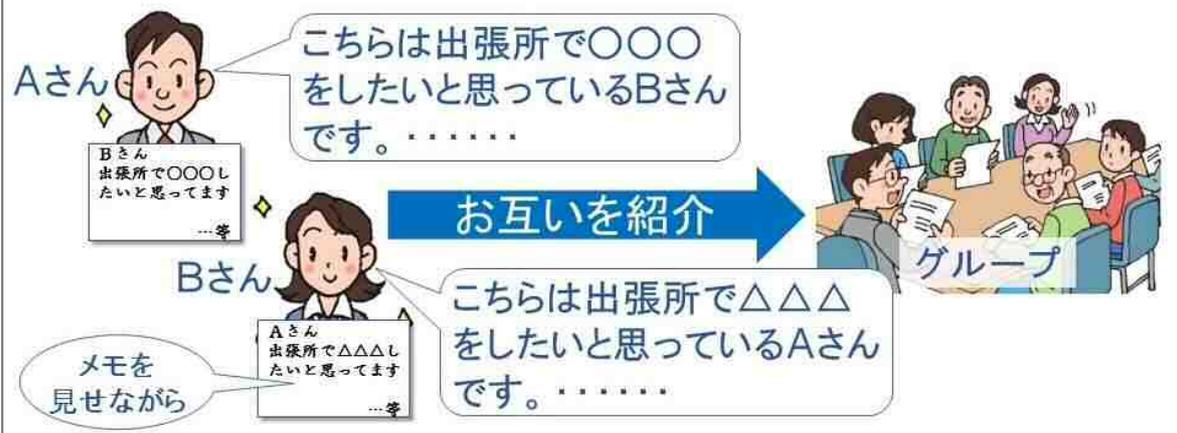
STEP
3

・インタビューする人とインタビューされる人を交替して、もう一度繰り返して下さい。



STEP
4

・インタビューした相手のことをグループのみんなに紹介してください。(1分)
・「参加動機」もしくは「建替後の生田出張所への期待」は**必ず紹介してください。**



(3) 意見交換

本日の意見交換のねらい

「○○な出張所だったらいいね」、
「出張所で○○がしたい」・・・など

みなさんの思いを共有し、
新しい出張所のコンセプトや
基本的な方向性につながる
「共通点」を見つけます。

STEP 1

- 以下のような言葉をフセンに書きます。
 - 意見交換会に○○を期待している
 - ○○な出張所だったらいいね
 - 生田出張所で○○をしたいと思っている
 - 望んでいるのは○○ができる出張所です
- フセンは何枚書いても結構ですが、**1つのフセンに書くことができる内容は1つです。**

単語ではなく、
何をどうしたいかが
わかるように

生田出張所で
○○をしたい
と思っている

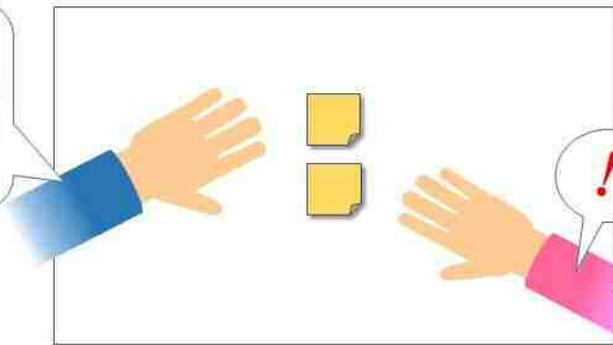
黒色のサインペン
で大きく書く。

黄色の
フセンに記入

STEP 2

- 1人ずつ自分のフセンを1枚ずつ読み上げて、模造紙に貼り出してください。
- このとき、同じような内容のフセンを持っている方は、一言添えながら、最初に貼り出したフセンの近くに貼り付けてください。

生田出張所で〇〇をしたいと思っています。

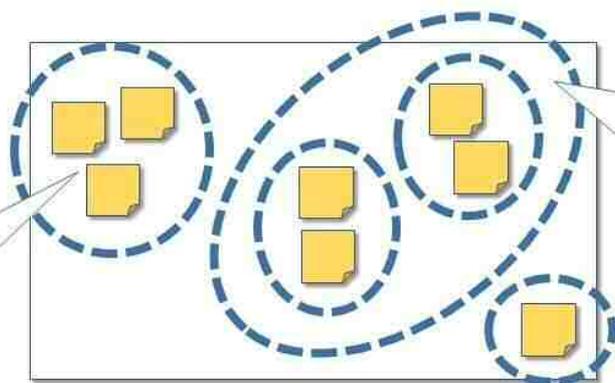


私も同じで、生田出張所で〇〇をしたいと思っています。

STEP 3

- 同じような内容のものはグループ化して、みんなでタイトルを考えます。
- 複数のグループをまとめて大きなグループにできる場合は、そのタイトルも考えます。

グループのタイトルを考える。

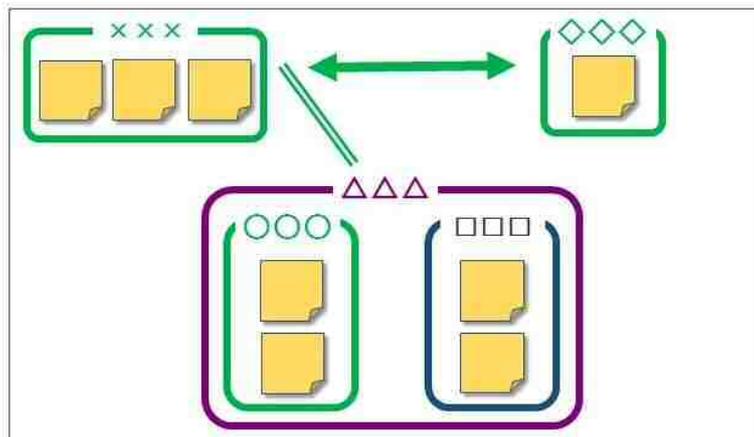


可能な場合、複数のグループをまとめる。

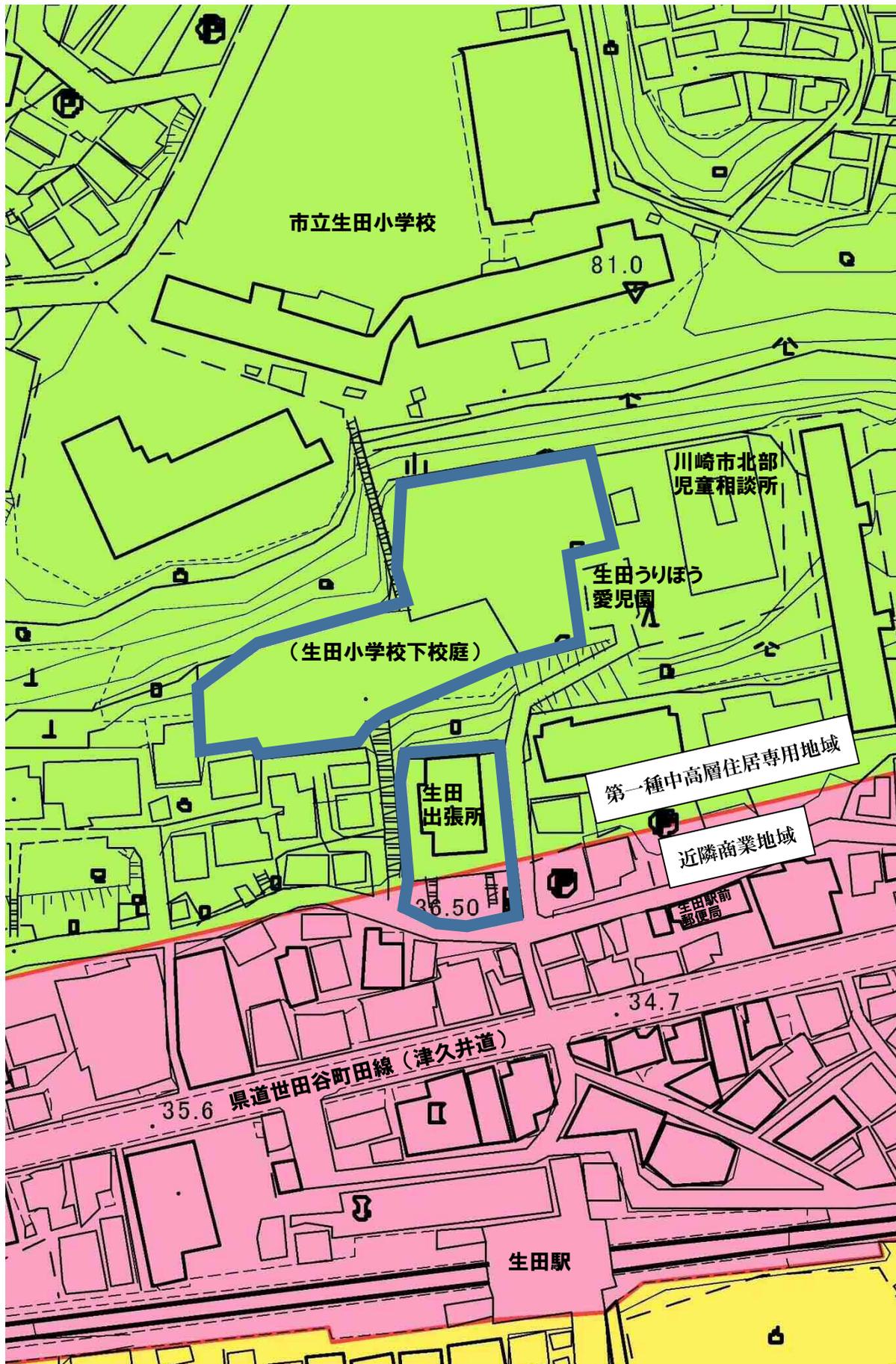
(4) 各グループの発表

各グループで発表者を1名決めて、意見交換の内容を発表してください。

Aグループの
発表を行います。
.....

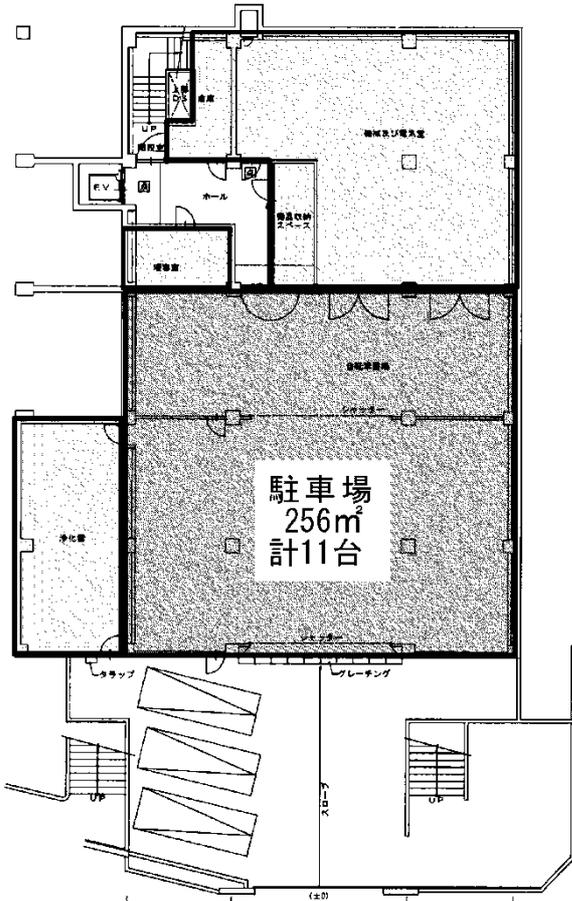


【参考1】 生田出張所周辺位置図

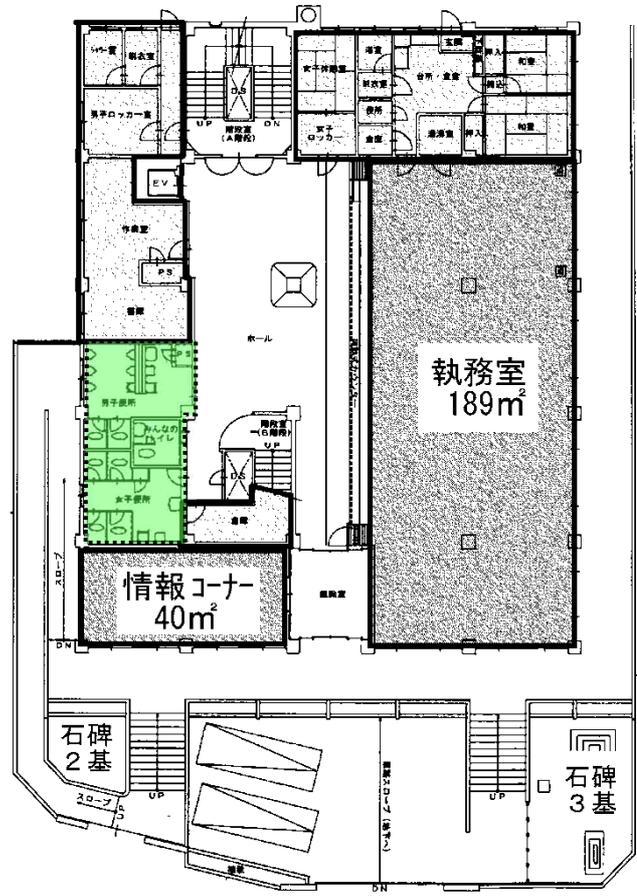


【参考2】 生田出張所平面図

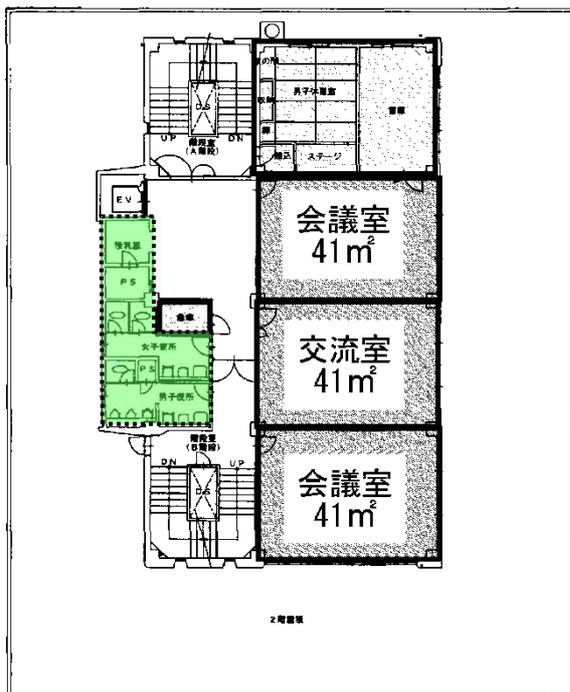
地下1階



1階



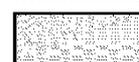
2階



3階



トイレ、水回り等



倉庫、機械室、バックヤード

【参考3】多摩区民活動・交流センターについて

1 多摩区民活動・交流センターとは

多摩区民活動・交流センター(以下「交流センター」といいます。)は、多摩区における市民活動の自主的かつ自立的な発展と、市民活動団体の団体間交流の推進を図るための「活動と交流の場」として、多摩区総合庁舎内と、生田出張所内に設置されています。

交流センターは、次の3つの機能を備えています。

- ◆ 市民活動のための会議や打ち合わせができます。
- ◆ 印刷機や紙折り機などの設備を利用し、市民活動に必要な資料等が作成できます。
- ◆ 市民活動に関する情報を共有し、交流することができます。

2 利用できる団体について

多摩区内で市民活動を行う団体が利用できます。主に次の要件が挙げられます。

- ◆ 多摩区内で活動している団体であること。
- ◆ 営利を目的としていない活動であること。
- ◆ 不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした社会貢献活動であること。

市民活動(川崎市市民活動支援指針より)

「ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動」

ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動、個人的活動、趣味のサークル活動、その他不法行為等、交流センターの設置趣旨に反すると認められる活動は除きます。

なお、交流センターを利用するには利用登録をしていただく必要がありますが、利用登録されていても、上記の利用要件に合致しない活動については、交流センターを利用することはできません。

3 施設について

(1) 会議室

ア 場所

多摩区総合庁舎7階(多摩区登戸1775-1)

生田出張所2階(多摩区生田7-16-1)

イ 機能

30名までの打ち合わせをすることができます。

ウ 設備

会議用テーブル／ 会議用椅子／ ホワイトボード／ コートハンガー／スクリーン／
プロジェクタ(要事前申込)

※プロジェクタは交流室でも使用できます。

(2) 交流室(印刷・作業スペース、打ち合わせスペース)

ア 場所

多摩区総合庁舎7階(多摩区登戸1775-1)

生田出張所2階(多摩区生田7-16-1)

イ 機能

- ・印刷等の作業をすることができます。
- ・ロッカー、レターケースを活用して、団体内等での連絡ができます。
- ・予約なしで少人数での簡単な打ち合わせやミーティングができます。

ウ 設備

カラー印刷機 / 紙折機 / 断裁機 / 大型パンチ / 大型ホチキス / 作業机 /
レターケース(浅段・深段) / ロッカー / テーブル / 椅子 / コートハンガー / スクリーン /
ラミネーター

※ カラー印刷機用の紙やホチキスの芯、ラミネートフィルム等は各自でご用意ください。

(3) 情報コーナー

ア 場所

多摩区総合庁舎1階(多摩区登戸1775-1)

生田出張所1階(多摩区生田7-16-1)

イ 機能

パンフレットスタンドや掲示板にチラシやポスター等を掲示することができます。

ウ 設備

パンフレットスタンド / 掲示板

その他、多摩区民活動・交流センターの詳細については、以下のURLからご覧いただくことができます。

<http://www.city.kawasaki.jp/tama/category/98-10-8-0-0-0-0-0-0-0.html>

【参考4】 其他関連資料について

1 川崎市議会文教委員会説明資料について

生田出張所の建て替えに向けた取組と実施方針改定版策定に向けた取組については、平成29年5月18日に川崎市議会文教委員会に報告を行っております。資料はインターネットで公開しており、以下のURLからご覧いただくことができます。

・多摩区役所生田出張所の建替整備について

[http://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000086/86907/290518_bunkyou1-\(4\)_shimin_ikutasuyuttyoujyotatekae.pdf](http://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000086/86907/290518_bunkyou1-(4)_shimin_ikutasuyuttyoujyotatekae.pdf)

・区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針改定に向けた取組と検討課題について

[http://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000086/86907/290518_bunkyou1-\(3\)_shimin_kuyakusyo-shisyo.pdf](http://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000086/86907/290518_bunkyou1-(3)_shimin_kuyakusyo-shisyo.pdf)

2 「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」(平成21年3月策定)について

平成21年3月に策定した現実実施方針については、資料はインターネットで公開しており、以下のURLからご覧いただくことができます。

<http://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000017/17526/file10.pdf>

第2回意見交換会のお知らせ

日時 平成29年7月22日(土) 13時～16時

場所 生田出張所 3階 会議室

内容 意見交換の続きを行います！
※ 第1回意見交換会でお配りした資料をお持ちください。

第3回意見交換会のお知らせ

日時 平成29年8月26日(土) 13時～16時

場所 生田出張所 3階 会議室

内容 意見交換の続き、まとめを行います！
※ 第1回・第2回意見交換会お配りした資料をお持ちください。

- ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。
川崎市 市民文化局 区政推進課
電話 044-200-2309 (担当:井川、松井)
- 意見交換会当日のご欠席等の連絡は、下記へおかけください。
生田出張所
電話 044-933-7111